



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 条例

- *45 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 （税務課）..... 2

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 平成33年度以後の各年度分の個人の県民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下に引き上げることとしました。

（第18条の2関係）

イ 平成33年度以後の各年度分の個人の県民税における調整控除について、基礎控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとしました。（第24条関係）

(2) 県たばこ税

ア 県たばこ税の税率を段階的に引き上げることとしました。（第42条の35関係）

イ 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けるとともに、一定の要件に該当する加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなして課税することとしました。（第42条の32及び第42条の33の2関係）

ウ 加熱式たばこの課税標準について、加熱式たばこに係る重量及び小売価格をもって換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとし、当該換算方法を段階的に導入することとしました。（第42条の34関係）

2 施行期日

平成30年10月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 第1条中第14条、第30条、第42条の5、第42条の15及び第49条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中第133条の改正規定並びに附則第11項の4及び第13項の4の改正規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中第27条及び第42条の45の2の改正規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条及び附則第10項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中第18条、第18条の2（（7）に掲げる改正を除く。）、第37条、第41条及び第42条の13の2の改正規定並びに附則第6項（（7）に掲げる改正を除く。）、第6項の3及び第6項の6の改正規定並びに附則第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条及び附則第11項から第16項までの規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中第18条の2第1項第2号及び第24条の改正規定並びに附則第6項（「金額」を「

金額に10万円を加算した金額」に改める改正に限る。)及び第6項の2の改正規定並びに附則第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条及び附則第17項から第22項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条及び附則第23項の規定 平成34年10月1日

条 例

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第45号

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前（一部未施行）
<p>(課税地) 第4条の2 略 2 前項の課税地は、次の各号に掲げる県税に係る徴収金について、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 県たばこ税 小売販売業者の営業所又は第42条の32の2の卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在地 (6)～(12) 略 3 略</p> <p>(災害等による期限の延長) 第14条 略 2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者（同項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、対象となる者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。 3 知事は、災害その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときには、前2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長することができる。 4 略</p> <p>(県民税の納税義務者等) 第18条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号</p>	<p>(課税地) 第4条の2 略 2 前項の課税地は、次の各号に掲げる県税に係る徴収金について、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 県たばこ税 小売販売業者の営業所又は第42条の32の卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在地 (6)～(12) 略 3 略</p> <p>(災害等による期限の延長) 第14条 略 2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときには、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長することができる。 3 略</p> <p>(県民税の納税義務者等) 第18条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3</p>

に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者に対しては均等割額により、第 4 号の 2 に掲げる者に対しては法人税割額により、第 5 号に掲げる者に対しては利子割額により、第 6 号に掲げる者に対しては配当割額により、第 7 号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

(1)～(7) 略

2 略

3 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 106 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第 74 条第 1 項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4 略

5 第 1 項第 2 号に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして県民税を課する。

（個人の県民税の非課税の範囲）

第 18 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第 2 号に該当する者にあつては、第 26 条の 2 の規定により課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が 135 万円を超えるものを除く。）

2・3 略

（調整控除）

第 24 条 前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 2 に相当する金額
ア 5 万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

略	
7 自己と生計を一にする法第 34 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する配偶者（	ア 略 イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が 50 万円以上 55 万

号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第 2 号及び第 4 号に掲げる者に対しては均等割額によって、第 4 号の 2 に掲げる者に対しては法人税割額によって、第 5 号に掲げる者に対しては利子割額によって、第 6 号に掲げる者に対しては配当割額によって、第 7 号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(1)～(7) 略

2 略

3 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 106 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第 74 条第 1 項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4 略

5 第 1 項第 2 号に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして県民税を課する。

（個人の県民税の非課税の範囲）

第 18 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第 2 号に該当する者にあつては、第 26 条の 2 の規定によって課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が 125 万円を超えるものを除く。）

2・3 略

（調整控除）

第 24 条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 2 に相当する金額
ア 5 万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

略	
7 自己と生計を一にする法第 34 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する配偶者（	ア 略 イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が 40 万円以上 45 万

前年の合計所得金額が55万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)

円未満である場合3万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が90万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)

前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)

円未満である場合3万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が90万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)

略

略

イ 略

イ 略

(2) 略

(2) 略

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第27条 略

第27条 略

2～4 略

2～4 略

5 知事は、必要がある場合には、前4項に規定するもののほか、市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。

5 知事は、必要がある場合においては、前4項に規定するもののほか、市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第30条 略

第30条 略

2 略

2 略

3 徴収取扱費は、毎年度、次の表の左欄に掲げる時期に、それぞれ右欄に定める額を交付する。ただし、8月、11月及び2月において交付すべき額については、当該年度分として交付すべき額が前年度に比して著しく増加し、又は減少することとなると認められる市町村に対しては、当該交付すべき額を増減して交付することができる。

3 徴収取扱費は、毎年度、次の表の左欄に掲げる時期に、それぞれ右欄に定める額を交付する。ただし、8月、11月及び2月において交付すべき額については、当該年度分として交付すべき額が前年度に比して著しく増加し、又は減少することとなると認められる市町村に対しては、当該交付すべき額を増減して交付することができる。

交付時期	交付すべき額
5月	第1項に定める額から前年度の8月、11月及び2月に交付した額(第5項の規定により、交付すべき額に加算し、又は減額した額を除く。)を控除した額
8月、11月及び2月	前年度の個人の県民税の納税義務者の数を750円に乗じて得た額

交付時期	交付すべき額
5月	第1項に定める額から前年度の8月、11月及び2月に交付した額を控除した額
8月、11月及び2月	前年度の個人の県民税の納税義務者の数を750円に乗じて得た額

4 市町村長は、第2項に規定する徴収取扱費の額の算定に錯誤があったことを発見したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

5 徴収取扱費を市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があったことを発見した日以後に到来する交付時期のうち知事が定める交付時期において、当該市町村に交付すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該交付すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。

4 市町村長は、第2項に規定する徴収取扱費の額の算定に錯誤があったことを発見したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

5 徴収取扱費を市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があったことを発見した日以後に到来する交付時期のうち知事が定める交付時期において、当該市町村に交付すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該交付すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法

人に課する。

- (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

- (2) 略

2～4 略

（法人の事業税の申告納付の期間）

第41条 略

- 2 法第72条の31第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告書を提出すべき期間は、同項に規定する税務官署が更正又は決定の通知をした日から1月以内とする。

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告等）

第42条の5 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日まで（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内））に、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2・3 略

（地方消費税の納税義務者等）

第42条の13の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（第42条の13の10において「課税資産の譲渡等」という。）及び同項に規定する特定課税仕入れ（同条において「特定課税仕入れ」という。）については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第42条の15 略

2～6 略

- 7 第3項の規定の適用を受けようとする者が提

人に課する。

- (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

- (2) 略

2～4 略

（法人の事業税の申告納付の期間）

第41条 略

- 2 法第72条の33第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告書を提出すべき期間は、同項に規定する税務官署が更正又は決定の通知をした日から1月以内とする。

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告等）

第42条の5 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日まで（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内））に、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2・3 略

（地方消費税の納税義務者等）

第42条の13の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（第42条の13の10において「課税資産の譲渡等」という。）及び同項に規定する特定課税仕入れ（同条において「特定課税仕入れ」という。）については当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によって課する。

2 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第42条の15 略

2～6 略

- 7 第3項の規定の適用を受けようとする者が提

出する前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 前号の証明書の写しがない場合には次に掲げる書類
ア・イ 略

ウ 略

- (3) 略
- 8～10 略

(製造たばこの区分)

第42条の32 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(県たばこ税の納税義務者等)

第42条の32の2 略

(製造たばこことみなす場合)

第42条の33の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばここととする。

(県たばこ税の課税標準)

第42条の34 県たばこ税の課税標準は、第42条の32の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第42条の35の4第1項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 略	略
略	

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換

出する前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 前号の証明書の写しがない場合には次に掲げる書類
ア・イ 略

ウ 当該住宅の譲渡契約書の写し

エ 略

- (3) 略
- 8～10 略

(県たばこ税の納税義務者等)

第42条の32 略

(県たばこ税の課税標準)

第42条の34 県たばこ税の課税標準は、第42条の32第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1 グラム
イ 葉巻たばこ	1 グラム
ウ 略	略
略	

算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする

- ① 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- ② 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の2の3で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- ③ 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の本数に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
 - イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

(県たばこ税の税率)
第42条の35 県たばこ税の税率は、1,000本につき930円とする。

(県たばこ税の課税免除)
第42条の35の2 略

- 2 略
- 3 第1項第1号の規定により県たばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第42条の32の2の規定を適用する。

(県たばこ税の申告納付の手続)
第42条の35の4 前条の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する県たばこ税額、第42条の35の2第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする県たばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第16号様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第42条の35の2第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式の書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式の書類を添付しなければならない。

(県たばこ税の税率)
第42条の35 県たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

(県たばこ税の課税免除)
第42条の35の2 略

- 2 略
- 3 第1項第1号の規定により県たばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第42条の32の規定を適用する。

(県たばこ税の申告納付の手続)
第42条の35の4 前条の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第42条の32第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する県たばこ税額、第42条の35の2第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする県たばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第16号様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第42条の35の2第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式の書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式の書類を添付しなければならない。

2～5 略

(ゴルフ場利用税徴収原簿の電磁的記録による保存等)

第42条の45の2 前条第1項の帳簿については、法第7章に規定する電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の例により、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項において同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 略

(自動車取得税の申告納付)

第49条 略

2・3 略

4 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請その他規則で定めるもの及び第1項の規定による自動車取得税申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合には、前2項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

5 略

(狩猟税の税率)

第133条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円

(3) 略

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円

(5) 略

2 略

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

6 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(附則第14条の2の29を除き、以下「前年」という。)の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である

2～5 略

(ゴルフ場利用税徴収原簿の電磁的記録による保存等)

第42条の45の2 前条第1項の帳簿については、法第6章に規定する電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の例により、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項において同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 略

(自動車取得税の申告納付)

第49条 略

2・3 略

4 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請その他規則で定めるもの及び第1項の規定による自動車取得税申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合には、前2項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

5 略

(狩猟税の税率)

第133条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円

(3) 略

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円

(5) 略

2 略

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

6 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第18条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第26条の2の規定により課する所得割を

者に対しては、第18条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第26条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

- 6の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)～(3) 略

- (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
- 6の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の6、附則第6項の8の2、附則第28項の2及び附則第28項の3において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合は、0とする。)の5分の2に相当する金額(附則第6項の5において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)・(2) 略

- (3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

- 6の6 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 略

除く。)を課さない。

- 6の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)～(3) 略

- (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
- 6の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の6、附則第6項の8の2、附則第28項の2及び附則第28項の3において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合は、0とする。)の5分の2に相当する金額(附則第6項の5において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)・(2) 略

- (3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

- 6の6 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 略

<p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)</p> <p>(利子割の特別徴収義務者の特例)</p> <p>11の4 施行令第7条の4の2第2項第2号に掲げる利子又は同項第10号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払に係る利子割については、当分の間、第36条の5の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務(施行令第7条の4の2第2項第9号に規定する支払等業務をいう。)の委託を受けた者を特別徴収義務者とする。</p> <p>13の4 附則第13項の2(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)</p> <p>(利子割の特別徴収義務者の特例)</p> <p>11の4 施行令第7条の4の2第2項第2号に掲げる利子に係る利子割については、当分の間、第36条の5の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を特別徴収義務者とする。</p> <p>13の4 附則第13項の2(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>備考 改正前欄中の第24条並びに附則第6項及び第6項の2の規定は、和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成29年和歌山県条例第46号)による改正後の規定である。</p>	

(和歌山県税条例の一部改正)

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第42条の34 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする</p> <p>〇(1)～(3) 略</p>	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第42条の34 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする</p> <p>〇(1)～(3) 略</p>

(和歌山県税条例の一部改正)

第3条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県たばこ税の課税標準)</p>	<p>(県たばこ税の課税標準)</p>

第42条の34 略
 2 略
 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(3) 略

(県たばこ税の税率)
 第42条の35 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,000円とする。

第42条の34 略
 2 略
 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(3) 略

(県たばこ税の税率)
 第42条の35 県たばこ税の税率は、1,000本につき930円とする。

(和歌山県税条例の一部改正)

第4条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県たばこ税の課税標準) 第42条の34 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(県たばこ税の税率) 第42条の35 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,070円とする。</p>	<p>(県たばこ税の課税標準) 第42条の34 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(県たばこ税の税率) 第42条の35 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,000円とする。</p>

(和歌山県税条例の一部改正)

第5条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合) 第42条の33の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(県たばこ税の課税標準) 第42条の34 略 2 略</p>	<p>(製造たばことみなす場合) 第42条の33の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(県たばこ税の課税標準) 第42条の34 略 2 略</p>

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)・(2) 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)・(3) 略

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>附 則</p> <p>8 次の各号に掲げる期間内に、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例(以下「28年新条例」という。)第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、和歌山県税条例第42条の35の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成30年4月1日から平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき656円</p>		<p>附 則</p> <p>8 次の各号に掲げる期間内に、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例(以下「28年新条例」という。)第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第42条の35の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき656円</p>																			
<p>18 <u>平成31年10月1日</u>前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>274円</u>とする。</p>		<p>18 <u>平成31年4月1日</u>前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>204円</u>とする。</p>																			
<p>19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>附則第10項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td><u>平成31年10月31日</u></td> </tr> </table>		附則第10項	略	略		略	略		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>	<p>19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>附則第10項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td><u>平成31年4月30日</u></td> </tr> </table>		附則第10項	略	略		略	略		平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
附則第10項	略	略																			
	略	略																			
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>																			
附則第10項	略	略																			
	略	略																			
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>																			
附則第	平成28年9	<u>平成32年3月31日</u>																			
附則第	平成28年9	<u>平成31年9月30日</u>																			

11項	月30日		11項	月30日	
附則第12項	略	略	附則第12項	略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	平成28年5月2日	平成31年10月31日		平成28年5月2日	平成31年4月30日
略	略	略	略	略	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中和歌山県税条例第14条、第30条、第42条の5、第42条の15及び第49条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中和歌山県税条例第133条の改正規定並びに同条例附則第11項の4及び第13項の4の改正規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中和歌山県税条例第27条及び第42条の45の2の改正規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条及び附則第10項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中和歌山県税条例第18条、第18条の2（第7号に掲げる改正規定を除く。）、第37条、第41条及び第42条の13の2の改正規定並びに同条例附則第6項（第7号に掲げる改正規定を除く。）、第6項の3及び第6項の6の改正規定並びに附則第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条及び附則第11項から第16項までの規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中和歌山県税条例第18条の2第1項第2号及び第24条の改正規定並びに同条例附則第6項（「金額」を「金額に10万円を加算した金額」に改める改正規定に限る。）及び第6項の2の改正規定並びに次項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条及び附則第17項から第22項までの規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条及び附則第23項の規定 平成34年10月1日

(県民税に関する経過措置)

2 前項第7号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税に

については、なお従前の例による。

- 5 平成30年10月1日前にこの条例による改正前の和歌山県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第74条第1号に規定する製造たばこ（和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第44号）附則第7項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び附則第9項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する旧条例第42条の32第1項に規定する卸売販売業者等（以下この項及び附則第9項において「卸売販売業者等」という。）又は地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（附則第12項において「新法」という。）第74条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下この項から附則第22項までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第12項及び第18項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 6 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第1号様式による申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。
- 7 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下附則第9項から第22項までにおいて「施行規則」という。）第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 8 附則第5項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例による改正後の和歌山県税条例（以下この項及び附則第12項において「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第42条の34第2項</p>	<p>前項</p>	<p>和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第45号。以下この節において「平成30</p>
-------------------	-----------	--

		年改正条例」という。) 附則第5項
第42条の34第3項	第1項	平成30年改正条例附則第5項
第42条の35の10	第42条の35の4第1項から第3項 まで	平成30年改正条例附則第6項
	これらの項に規定する申告書の提 出期限	平成30年10月31日

- 9 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第5項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、和歌山県税条例第42条の35の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の35の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 10 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 12 平成32年10月1日前に新条例第42条の32の2第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第18項において「売渡し等」という。）が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この項から附則第22項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する新条例第42条の32の2第1項に規定する卸売販売業者等（以下この項から附則第22項までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第19項において「平成30年改正施行規則」という。）別記第1号様式による申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。
- 14 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 15 附則第12項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の34第2項	前項	和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第45号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第12項
第42条の34第3項	第1項	平成30年改正条例附則第12項
第42条の35の10	第42条の35の4第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第13項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

- 16 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第12項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、和歌山県税条例第42条の35の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の35の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 17 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべき

であった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 18 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正施行規則別記第1号様式による申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- 20 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 21 附則第18項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の34第2項	前項	和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第45号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第18項
第42条の34第3項	第1項	平成30年改正条例附則第18項
第42条の35の10	第42条の35の4第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第19項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日

- 22 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第18項の規定により県たばこ税を課された、

又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、和歌山県税条例第42条の35の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の35の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 23 附則第1項第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。